別表第一の四十の項中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改め、同表の四十一の項中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改め、同表の四十二の項中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同表の四十三の項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に、「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改め、同表の四十四の項及び四十五の項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に、「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改め、同表の八十八の項を同表の九十の項とし、同表の五十九の項から八十七の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の五十八の項中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改め、同項を同表の六十の項とし、同表の五十七の項を同表の五十九の項とし、同表の五十一の項から五十六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の五十の項の次に次の二項を加える。

五十一	法第四十三条の二十六の二第一項の型式証明を受けようとする者	九十八万九千三百円（電子申請等による場合にあっては、九十八万七千二百円）
五十二	法第四十三条の二十六の三第一項の指定を受けようとする者	二十七万五千百円（電子申請等による場合にあっては、二十七万三千百円）

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第四十三条の三の二十七並びに第四十三条の三の二十九（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）」に改める。

附　則

この政令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

中小企業等協同組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十五年十二月四日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十号

中小企業等協同組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第一条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条第六項第二号」を「第八条第七項第二号」に改め、同条第二項中「第八条第六項第三号」を「第八条第七項第三号」に改める。

第二十八条の二中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改める。

第二十八条の三の見出しを「（異議を述べた特定共済事業協同組合等の数の特定共済事業協同組合等の総数に占める割合等）」に改める。

第二十八条の四中「第六十九条の四第一項及び第二項」を「第六十九条の四」に改める。

第二十八条の五の見出し中「指定特定火災共済事業等紛争解決機関又は」を削り、同条中「第六十九条の四第一項又は第二項」を「第六十九条の四」に改め、「指定特定火災共済事業等紛争解決機関（同条第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関をいう。）又は」を削り、「同条第二項」を「同条」に改める。

第三十三条第一項中「並びに第九条の六の二第一項及び第四項」を「、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項の」を「前項の」に、「第一項及び第二項に」を「同項に」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十四条第一項中「並びに第九条の六の二第一項及び第四項」を「、第九条の六の二第一項第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項」に改め、同条第二項を削る。

第三十五条第一号中「又は第三号」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

（地価税法施行令の一部改正）

第二条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第六項第二号中「火災共済協同組合、」を削る。

（金融庁組織令の一部改正）

第三条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「フまで」を「ケまで」に改める。

第三条第三号中ハを削り、ニをハとし、同号ホ中「次条第一項第一号ワ」を「次条第一項第一号ヲ」に、「第二十二条第一項第一号ヘ」を「第二十二条第一項第一号ホ」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「次条第一項第一号カ」を「次条第一項第一号ワ」に、「第二十二条第一項第一号ト」を「第二十二条第一項第一号ヘ」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チ中「次条第一項第一号ナ」を「次条第一項第一号ネ」に改め、同号チを同号トとし、同号中リをチとし、ヌからウまでをリからムまでとする。

第四条第一項第一号ハ中「中小企業等協同組合法」の下に「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を加え、同号中ルを削り、ヲをルとし、ワからケまでをヲからマまでとし、同条第二項中「カまで、ナ、ラ及びヰからマまで」を「ワまで、ネ、ナ及びウからヤまで」に、「同項第一号ヨからツまで及びウ」を「同項第一号カからソまで及びム」に、「同項第一号ネ」を「同項第一号ツ」に改める。

第十一条第一項第十五号中「並びに火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を削る。

第十五条第七号及び第十六条第一号中「第三条第三号ネからウまで」を「第三条第三号ツからムまで」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「ホにあっては」を「ニにあっては」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとする。